

富山県公衆浴場基準条例をここに公布する。

富山県公衆浴場基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置場所の配置の基準並びに換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「衛生等の基準」という。)を定めるものとする。

(平7条例16・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

(平7条例16・追加)

(一般公衆浴場の配置の基準)

第3条 新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき(一般公衆浴場以外の公衆浴場を一般公衆浴場に変更しようとするときを含む。)は、既設の一般公衆浴場から350メートル以上の直線距離を保たなければならない。ただし、知事が、土地の状況、人口の密度等により、公衆衛生上特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(昭39条例81・一部改正、平7条例16・旧第2条繰下・一部改正)

(衛生等の基準)

第4条 浴場業を営む者が、公衆浴場について講じなければならない衛生等の基準は、次のとおりとする。

(1) 換気に関する基準 脱衣室及び浴室は、換気を十分に行うこと。

(2) 採光及び照明に関する基準 脱衣室及び浴室は、適切な採光又は照明を行い、その照度は、規則で定める基準を満たすこと。

(3) 保温に関する基準 脱衣室及び浴室は入浴に支障のないよう保温し、浴槽水は入浴の目的に応じて適温に保つこと。

(4) 清潔に関する基準 次に掲げる基準を満たすこと。

ア 脱衣室及び浴室は、常に清潔を保持するため、毎日清掃すること。

イ 浴槽水は、規則で定める水質基準を満たすこと。

ウ 浴槽水は、毎日全部を入れ替えること。ただし、これにより難い場合は、浴槽水がイに規定する水質基準に適合するよう適切な措置を講ずること。

エ 浴槽、循環ろ過装置(浴槽水を循環させ、ろ過する機能を有する装置をいう。)及び浴槽水が循環する配管設備等は、浴槽水がイに規定する水質基準に適合するよう定期的に消毒及び清掃をすること。

オ 入浴者に浴槽内で身体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他公衆衛生上害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう入浴者の見やすい場所に必要な事項を掲示すること。

カ ねずみ及び昆虫等の生息状態について月1回以上点検し、適切な防除の措置を講ずること。

キ タオル、くし、かみそりその他これらに類するものを入浴者に貸与する場合は、新しいもの又は消毒したもの(かみそりにあつては、新しいものに限る。)とすること。

ク 脱衣室にはくず入れを、浴室には使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えること。

ケ 営業時間中は、見回り、点検等により入浴者の状態を十分把握すること。

コ その他規則で定める措置を講ずること。

(5) 風紀に関する基準 規則で定める年齢以上の男女を混浴させないことその他規則で定める措置を講ずること。

(昭50条例46・一部改正、平7条例16・旧第3条繰下・一部改正、平13条例16・一部改正)

(衛生等の基準の特例)

第5条 一般公衆浴場を営む者は、施設の利用の目的、設置の場所の状況その他特別の理由により、前条の衛生等の基準により難い場合であつて、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該基準のうち、同条第2号に定める基準については、これらの基準によらないことができる。

2 一般公衆浴場以外の公衆浴場を営む者は、施設の利用の目的、設置の場所の状況その他特別の理由により、前条の衛生等の基準により難い場合であつて、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めるときは、当該基準のうち、同条第2号、第4号オ及び第5号に定める基準については、これらの基準によらないことができる。

(平7条例16・追加、平13条例16・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 富山県公衆浴場法施行条例(昭和23年富山県条例第46号)は、廃止する。

附 則(昭和33年条例第41号)

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則(昭和39年条例第81号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1箇月を経過した日から施行する。
- 2 この条例施行前になされた申請については、なお従前の例による。

附 則(昭和41年条例第51号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第46号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の許可を受けている公衆浴場を営む者が公衆浴場について講じなければならない採光及び照明に関する基準については、この条例による改正後の第4条第2号の規定にかかわらず、新たに許可を要する改築又は増築が行われるまでの間については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第16号)

この条例は、平成13年10月1日から施行する。